

平成31年2月 定例教育委員会

日 時 平成31年2月18日（月）

9時30分～

場 所 本庁舎11階 職員研修室

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長 陣内教育次長兼学校教育課長 小田副理事兼社会教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 松尾総務課長 吉富学校保健課長 山口文化財課長 鶴田スポーツ振興課長 梶山教育センター所長 坂口図書館長 森寄青少年教育センター所長 熊本総務課長補佐

（関係部局）

安田島瀬美術センター館長

欠席者

なし

傍聴者 0名

内 容

(1)教育長報告

(2)平成30年12月分議事録の確認

(3)議 題

- ① 平成31年度当初予算の件
- ② 教育委員会所管の規則・規程の一部改正の件
- ③ 佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則の一部改正の件
- ④ 佐世保市博物館島瀬美術センター臨時開館の件

(4)協議事項

- ① 第3期教育振興基本計画策定検討委員会委員選定について

(5)報告事項

- ① 教育課程特例校について
- ② 「夏休みの友」に関する諮問事項について
- ③ 佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針について

- ④ 地区自治協議会連絡会議の開催状況について
- ⑤ 図書館開催のイベントについて

(6) その他

- ① 次回開催予定

◆ 教育長報告

- 1月25日 教育センター情報交換会
- 1月27日 徳富敏信先生叙勲受章祝賀会
- 平成30年度青少年育成研修会情報交換会
- 1月29日 1月臨時市議会
- 市長と地区民生委員児童委員協議会との新年懇談会
- 2月 3日 文部科学大臣表彰祝賀会（楠栖小学校）（中島教育長職務代理者出席）
- 2月 4日 文教厚生委員会協議会
- 2月 5日 前期教育委員会
- 2月 6日 第4回長崎県都市教育長協議会（島原市）
～7日
- 2月 9日 第51回郷土研究所公開発表会
- 2月12日 総合計画調査特別委員会
- 佐世保市教育会 市長との新年会
- 2月15日 全員協議会（名切地区再整備関係）
- 2月15日 明社協理事会・新年会
- 2月16日 退職校長叙勲受章祝賀会
- よい歯の表彰・子ども期歯科保健研修会・懇親会
- 2月17日 佐世保市子ども会大会

【西本教育長】

それでは、2月の定例教育委員会を始めたいと思います。

最近、県内において、学校の先生による不祥事が相次いでおり、今日の新聞にも掲載されていました。それから、他都市においても、ちょっとした不注意で保護者から不信感を抱かれるということや、いじめの問題などが起きております。先日、このようないじめに関する報道がありましたときに、我々佐世保市としても、学校教育課を通して、それぞれの学校にしっかりと管理をしてくださいとお願いを出したところでございます。子どもに寄り添うという気持ちがあるかないかで全然違うと考えておりますので、我々教育委員会としても、しっかりと受けとめていきたいと思っております。

それでは、平成30年12月分の議事録の確認でございますけれども、それぞれのところにお届けしているかと思っております。内容についてご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、そのように取り計らいたいと思います。

早速ですが、議題に入りたいと思います。四つございます。

まず1番目、平成31年度当初予算の件ということで、本日配付しております資料に基づいて当局からの説明をお願いしたいと思います。

総務課長。

【松尾総務課長】

当日配付資料の1ページをお開きください。明日3月定例市議会に発送いたします予算議案について、最終的な内容としてご報告をさせていただきたいと思います。

資料は5ページをお開きください。11款のうち教育費にかかわるもので、最終的な予算額が90億1,485万8,000円となりました。昨年と比較して、7億7,954万7,000円の増となっております。

増減の主な要因についてご説明いたします。2ページをお開きください。まず1項の教育総務費で1億471万5,000円の減となっております。減の主な要因といたしましては、退職手当負担金を長崎県の事務組合にお支払いしているのですが、全体調整の中で1億5,200万減額となりましたので、その影響が出ているものでございます。また、小学校費につきまして、1億8,000万円の減となっておりますけれども、これは黒島小中学校の建設が終わったことによります。今後は、日野小学校に取りかかることとしていますが、平成31年度は具体的な工事が始まらないため、その分が減額となっております。

続きまして、4ページをお開きください。次に5項社会教育費で10億1,000万円増となっております。これは吉井地区の複合施設の建設に伴い、吉井地区公民館及び福井洞窟のガイダンス施設の整備が始まるため、増額となっております。

以上、3月定例市議会の審議を経て承認いただければ、4月以降執行していくこととなります。当初予算についての説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの当局からの説明について、委員からご質疑ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、次に参りたいと思います。②教育委員会所管の規則・規程の一部改正の件ということで、よろしく願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

事前に配付をしておりました資料の1ページをお開きください。経緯についてご説明いたします。まず、全庁的に、細かい漏れや条ずれといった間違いが生じている条例等が多く発見され、修正する必要があるという話になりました。今度の3月定例市議会にも教育委員会所管としては1件、文化財課の条例改正を行います。それに伴い、教育委員会所管の規則・規程についても、確認を行った結果、修正する必要がある誤り箇所が見つかりましたので、今回の定例教育委員会で改正をさせていただくものでございます。

2ページをお開きください。改正させていただきます規則・規程は、9つございます。一番上から、佐世保市教育委員会職名等規則で条項のずれがございました。参照とする職員定数条例の条文が変わっているものに伴って、本来であれば改正しなければいけなかったところが漏れていたものでございます。

二番目、佐世保市教育委員会服務規程は図書館の勤務時間に誤っている箇所がありました。

三番目、佐世保市立学校使用規則は、義務教育学校が設立した際に、規則改正が漏れていたものでございます。

四番の佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則につきましては3件ございます。一つが養護士という言葉が残っていたこと、二つ目には条ずれ、さらには義務教育学校設立に伴う改正漏れでございます。

次に、佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則についても、規則を改正しないまま様式を変更しておりました。現行使っている様式に改めたいと思っております。

佐世保市通学区域規則につきましては、別表で削除漏れがございましたので修正しております。

佐世保市幼稚園条例施行規則におきましては、削除の漏れとして、廃園となった幼稚園が別表に残っておりまして削除させていただきます。併せて、義務教育学校に伴う規則改正が漏れておりましたので、修正をさせていただくものです。

続きまして、佐世保市総合教育センター条例施行規則は、これも義務教育学校の設立に伴って、本来であれば昨年変更しておかなければいけなかった分が漏れていたものです。

9番の佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則につきましては、26ページをお開きください。三つの項目、第2条第6号及び第7号を削るという部分と、第9条第2項中「条例別表2」を「条例別表」に改める、それと様式2、様式3中「MTS」を削るというものでございます。このうち今回の改正によるものは、二つ目の別表2としたものを別表に改める、これも改正が漏れていたものでございます。1番目と3番目につきましては、改めて青少年教育センターから説明をいたします。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

それでは、引き続き、③佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則の一部改正の件

について、説明をお願いいたします。青少年教育センター所長。

【森寄青少年教育センター所長】

事前配付の28ページをご覧ください。

佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則の一部改正の件として、センターの業務内容について見直しを行うものでございます。29ページをご覧ください、先ほど説明がありました第2条6号と7号を削るという内容の記載をしております。さらに次の30ページをお願いいたします。青少年教育センターではかつて、改正前の(6)と(7)にございます柔道、剣道その他スポーツの指導奨励、青少年のサークル活動指導を行ってございました。しかし、現在では施設関係のこともあり対応をしておらず、見直しを行い、削除をさせていただこうというものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

これはまだ青少年教育センターが名切地区にあったころのことでしょうね。

【森寄青少年教育センター所長】

はい。名切地区に設置されていたころには、柔道場、剣道場で指導が行われておりましたが、それが現在の庁舎に移転した際からは行われておりません。今後、復活することもあり得るということで、規則にも記載があったのかもしれませんが、今回を機に見直しをさせていただくということで提案するものでございます。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、何かご質疑等ございますか。

私からお尋ねします。今説明があった内容とは別に、表の部分で記載のある、MTSといった年号を削ってあります。これは新元号が発表されることも踏まえてのことだと思いますが、この様式と同様に、改正を要する規則・規程は他にもあるのではないですか。確認が必要であると思いたしますがいかがでしょうか。

総務課長補佐。

【熊本総務課長補佐】

今ご指摘の件につきましては、全庁的にもこれから改元に伴う様式の改正について動きがあるものと思います。そこに合わせて、教育委員会内の規則・規程類についても対応を進めてまいりたいと思っております。

【西本教育長】

わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

なければ先に進めたいと思います。次です。④佐世保市博物館島瀬美術センター臨時開館の件ということで、当局からの説明をお願いいたします。

島瀬美術センター館長。

【安田島瀬美術センター館長】

島瀬美術センターの安田です。どうぞよろしくをお願いいたします。

島瀬美術センターでは、エヴァンゲリオンと日本刀展を開催することになりました。配付資料の33ページでございます。昨年、収蔵品を利用しての日本刀展を初めて開催して、大変ご好評を得たことから、今度はエヴァンゲリオンと日本刀展として、アニメで大変人気のエヴァンゲリオンと私どもの日本刀を展示するということです。

この展覧会につきましては、佐世保市、そして岡山のテレビせとうちクリエイトを主催といたしまして、4月13日土曜日から5月12日の日曜日まで開催をいたします。

35ページにそのチラシを載せております。この展覧会に関しましては主催ということとでありますし、そしてまた大変多くのお客様が見込まれることから、火曜日が通常休館日でございますが、休館日である火曜日を開館するという事で進めさせていただきたいと思っております。4月16日、4月23日、4月30日、そして5月7日、この4日間につきまして臨時開館をさせていただきたいと考えております。

以上です。

【西本教育長】

ただいま館長から説明がありましたけれども、何かご質疑等ございませんか。

【深町委員】

関連してよろしいでしょうか。昨年11月に開催されたラリック展の入場者状況についてお尋ねします。大まかに教えていただければと思います。

【安田島瀬美術センター館長】

フランス近代絵画と珠玉のラリック展は大変ご好評いただきました。開催期間中、有料入場者で6,500人が目標だったのですが、実際は全体で6,000人弱ぐらいの入場となりました。

展覧会につきましては、非常に中身が濃く、何度もリピーターで来られるお客様もいらっしゃる、滞在時間も非常に長い状況でした。また展覧会だけではなく、イベントを

土日祝日、火曜日と必ず行いましたので、大変中身の濃い展覧会となりました。

入場者数については、残念ながら目標を下回りましたが、非常に価値の高い展覧会となったと考えております。

【深町委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

内海委員。

【内海委員】

今回企画されるエヴァンゲリオンと日本刀展の目標はどのようにお考えですか。

【安田島瀬美術センター館長】

エヴァンゲリオンと日本刀展につきましては、全体の入場者、有料無料含めて1万人としております。他都市会場でも開催されていますが、どこの館も非常に多く入場される展覧会となっており、都市圏では5万人、10万人規模の実績となっているようです。今回、島瀬美術センターの刀も出しますので、市外、県外の方も多くいらっしゃると思いますが、島瀬美術センターにも日本刀を収蔵しているということを知っていただくいい機会になるかと思っています。

【内海委員】

参考までに、どのような層の方が入場されるのでしょうか。

【安田島瀬美術センター館長】

今、2月15日の15時に情報解禁であったため、既にフェイスブックやホームページなどに、早速アップをしているのですが、この4日間で7,500人ほど反応がっておりますが、40代から50代の男女比がほぼ半分半分ぐらいとなっています。

【内海委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

合田委員。

【合田委員】

今度は文化財課への質問ですが、日本遺産佐世保鎮守府開庁・佐世保港開港130年記念事業ということではありますが、この事業と連携して、日本遺産関係での何かアピー

ルというのはされるのでしょうか。

【西本教育長】

文化財課長。

【山口文化財課長】

まだ情報を提供していない状況だったのですが、この日本遺産、開庁130周年事業ということで、現在、観光課が中心になって動いています。観光課と文化財課と港湾部、開庁に合わせて佐世保港も開港したという形で、この3部局をまたがってやることにしております。観光課が島瀬美術センターと話をして、このエヴァンゲリオンと日本刀展は、冠をつけた形の事業になっていますが、直接的にこの中で鎮守府の話盛り込んでいくのかというのは、大々的にはないものと認識しております。この記念事業については、行政と民間、自衛隊等の官庁関係も巻き込んで、この1年間、冠をつけてやっていこうと考えられております。

佐世保市関連のスタートとしましては、記念事業の一つの冠をつけて、4月1日に佐世保市施行の記念式典を行う予定です。自衛隊は、もう1月前ぐらいからセイルタワーは130年に合わせた形で展示替えをされたということで伺っております。

また情報をまとめて、次回にでもご提供できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【合田委員】

お願いします。

【西本教育長】

ほかによろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、先に進めたいと思います。以上で議題はご了承いただきましたので、そのように取り計らいたいと思います。

次に、協議事項です。第3期教育振興基本計画策定検討委員会委員選定についてということでございます。当局からの説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

第3期教育振興基本計画策定検討委員の件につきましては、2月の前期教育委員会で

ご協議をいただき、ありがとうございました。ご協議、ご意見をいただいた内容をもちまして事務局のほうで案をつくりましたので、提案をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、当日配付資料の6ページをお開きください。前回ご説明をいたしました、検討委員会の委員の選出方法といたしましては、まず関係する団体から推薦をいただく、これが、第1期、第2期ともにやってきた方法でございます。それと、二つ目に、適任と判断した方に直接依頼をし、委員を選定していく。三つ目に、公募によって一般市民の方から募集をしていくという三つの方法があるかと思っております。

事務局でも議論を行いました、今回も、関係する団体から推薦をいただく方法を採用したいと考えに至りました。適任と判断した有識者の方に直接お願いをして参加していただくという方法、それから、公募によって委員を決めるという二つの方法による選定というのは今回見送らせていただきたいと思います。思っております。

理由といたしましては、教育振興基本計画というのが、現在策定が進んでおります、総合計画の下位計画に位置づけられております。総合計画に記載の方向性に沿って、今後の教育施策について検討を進めていくこととなりますので、今回は広く佐世保市の教育を議論するものではなくて、個別の政策について、漏れや考え方の間違いがないかといった、チェックを行っていくような性質となるものと考えております。そのため、事務局としては、現在の教育施策等に対して知識、知見をお持ちの方に委員に就任いただくことが適するとの結論に至りました。

7ページをお開きください。先日ご意見をいただいた内容で、関係する団体というのは見直しをかけさせていただきたいと思っております。左側が第2期で推薦をいただいた団体、右側が今回推薦をいただくようとしている団体でございます。

追加した団体として、臨床心理士関係団体からご推薦をいただき、子どもたちの心のことについてもご意見をいただくということです。

また、今回から新たに青年会議所からご推薦をいただきたいと思っております。

次に、前は佐世保地区連合史跡保存会からご推薦をいただいておりますが、今回は佐世保市文化財審査委員会から推薦をいただくようにいたしました。これは、佐世保地区連合史跡保存会は、合併前の旧佐世保市の史跡のことについて研究をされており、合併町は含まれていないということでしたので、変更させていただきたいと思っております。

続きまして、前回、佐世保地区の生涯学習推進協議会からご推薦をいただいておりますが、現在、生涯学習推進協議会の組織が存在しないため、民生委員児童委員協議会連合会から推薦をいただきたいと思っております。

さらに、幼稚園関係についてもご意見をいただきたいということで、私立幼稚園PTA連合会からご推薦を、また、幼児養育センターからも参加をいただきたいと思っております。

今後のスケジュールについてもご説明をしたいと思います。本日いただきましたご意見を踏まえ、再度事務局で協議を行いたいと思っております。最終的な結論につきましては、また改めてご報告をさせていただきたいと思っております。その上で、各種団体への協力依頼及び推薦をいただき、1回目の策定検討委員会を開催したいと思っております。

います。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ありがとうございます。委員の皆さんには、教育振興基本計画の策定委員会について、前回ご議論いただいた部分ですが、一応当局としての案ということで上がってきております。何かご質疑等ございますでしょうか。

中島委員。

【中島教育長職務代理者】

第2期において、子ども未来部の代表として部長が委員になっていらっしゃいましたが、部の代表が委員となるのはいかがなものかと思いました。違和感がありました。子ども未来部が事務局として関係するということであれば理解できるのですが。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

第1期教育振興基本計画のときにはまだ、子ども未来部は存在していませんでした。第2期においては、子ども未来部の政策についてはなかなか教育委員会が説明できないので委員として関係したという経緯があったように思います。

確かにご意見いただきまして改めて考えると、行政の立場で政策を説明するというのと、委員として議論をするというのは、やはり明確に分けていたほうがいだろうなと個人的には思いますので、事務局で検討させていただきたいと思います。

【西本教育長】

第2期では、幼稚園関係の委員は誰もいらっしゃらなかったですが、今回は、幼稚園の保護者代表と私立幼稚園の方に関与してもらうことを検討しており、また、行政側ではありますが、幼児教育センターに関与してもらうことによって、未就学の関係が充実した形になると思います。従前は、幼稚園や未就学の関係について、子ども未来部ができたので、つけ加わったという形だと思っておりますが、事務局側という話もありましたので、もし第三者性を重要視するということであるならば、幼児教育センターは入っておりますけれども、事務局側で合わせて検討する必要があると思います。いかがでしょうか。

【合田委員】

未就学児、幼稚園関係についてですが、前回協議の時から違和感があり、別途適すると考える団体について発言しました。また、14番目にある長崎県の私立幼稚園のPT

A 連合会があります。私は過去、当該団体に関与したことがあります。この幼稚園の P T A 連合会の役員は全員、保護者の方で構成されているため、委員に就任いただくことは厳しいかなと思います。幼稚園の保護者はやはり、まだ小さいお子さんを連れていらっしゃる保護者も多く、委員として出席できないことが困難であると思われます。それよりは、保護者の状況のことを把握されている幼稚園・保育園の先生方の立場のほうが教育に関する指針や意見を出せるのではないかと思います。

【深町委員】

幼稚園協会の方だったら専門知識を持った先生方が委員として就任いただけるということですね。

【合田委員】

そうですね、今の家庭環境もおわかりだからですね。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

わかりました。幼稚園協会も含めて、検討をさせていただきたいと思います。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

幾つか案が出ましたので、再度検討させてください。

それでは、次に 5 番目の報告事項にまいりたいと思います。まず①教育課程特例校について、学校教育課長お願いいたします。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

報告事項の資料 1 ページをお開きください。教育課程の特例校について、ご報告申し上げます。

資料の 1 ページに 1 番の趣旨の（１）と（２）がございます。教育課程の特例校としましては、二つのタイプがございます。一つは上の（１）文部科学省が指定する特定校、それから（２）が設置者、すなわち佐世保市教育委員会、佐世保市の判断で設置が可能な特例校という 2 種類がございます。

以前も一回お話しさせていただいたことがございますが、小泉内閣の構造改革特区のときに規制緩和が進められました。教育の世界においても特区申請がなされ、さまざまな新しいタイプがつけられました。その際、経済や文化的な分野等における特区については、特例が認められた内容は、全国展開するというのが原則であったんですが、教育に関しましては、それでは何でも自由になってしまうということから、文科省が一定審査をし、教育課程の特例ということで認定するという制度におさめられました。これが（１）番でございます。

その後、平成２８年から学校教育法の一部を改正する法律が導入されまして、これにより、義務教育学校と一貫学校につきましては市町教委、設置者の判断で特例を認められることとなりました。

なお、文科省が特例として認める場合は、全てを文科省が一から審査をしていくということで、かなりダイナミックなものも認められる形になります。

一方、各市町設置者が認める特例につきましては、一定の範囲が定められております。視点は三つあります。一つは学習指導要領に示された内容の項目を網羅しておくこと、二つ目が、児童生徒の発達段階、各教科の系統性、体系性に配慮をすること、それから三つ目が保護者の経済的負担等に一定配慮をすることとなっております。具体的に文科省が示しておりますのは、小中一貫教科を設定するというものと、もう一つは指導内容の入れかえ、前倒しとか後送りといったもので、新しい教科をつくるというのが一つの手法、もう一つは時期を入れかえるということでございます。

このような体系の中で、来年度３１年度の特例として考えているものが、金比良小学校でございます。金比良小学校は小中一貫教育を導入しており、併設型小学校、併設型中学校にしておりますので、これを用いまして設置者である佐世保市教育委員会として特例を認めようとするものです。

内容としては、小学校１年生から６年生における教科「英語科」の実施で、詳細は、１・２年生１０時間、３・４年生３５時間、５・６年生７０時間の英語科を実施していくことを考えております。先ほど申しました教育内容の入れかえ、早めて実施をしていくというものでございます。

続きまして２ページの黒島小中学校でございます。黒島小中学校も今年度から、ご存じのとおり義務教育学校としてスタートし始めたところですが、これを受けまして、佐世保市教育委員会が指定する特例校ということで申請が今回出されております。

ここは、先ほどとは反対に、新しい教科の設定でございます。前期の１年生・２年生、小学校の１・２年生からスタートして、後期の８年・９年、中学校の２・３年まで全てにおいて、６６時間から８５時間の新設教科「ふるさと黒島学」というものを実施しようというものです。生活科、特別活動、総合的な学習の時間を減じて一定の時間を生み出し、その中でふるさと黒島に特化した学問の教科を実施いたします。

内容につきましては、例えば大豆を栽培して、その大豆を使って黒島豆腐をつくるとか、世界遺産、関連遺産の学習をすることや、また、そこから発展して黒島検定などを行うことなど、黒島の学びといったものが中心になっていきます。また、島部にあるとい

う特色から、キャリア教育にも力を入れるということで、職場体験学習を２段階に分けて、１段階は島の中の職場で体験学習をする、２段階目は島を出て職場体験をする、そういったものなどを工夫したカリキュラムを検討しているところでございます。

それから最後に、宇久小学校・宇久中学校でございまして、ここにつきましては、文科省の教育課程の特例の申請を行います。

内容としましては、小学校３年生からの英語科の実施、これが前倒しのほうでございまして、それから、小学校、中学校、全学年における「宇久・実践」の実施というものです。先ほど申しました「ふるさと黒島学」と内容的には重なる部分もありまして、宇久の郷土学習、宇久ハイヤ節や海岸清掃など、地元の学習をするというものが一つ、それから、子どもたちの環境がどうしても少人数の、どちらかというと閉鎖的な地域にありますので、コミュニケーション能力を高めるというものも一つの柱にしております。それから三つ目が、夢実現というキャリア教育です。

私も先日、実際に見学をしたのですが、１年生から高校３年生まで、今の私の夢はこうです、この夢の実現をするためにこんなことをしていますという動画を撮り、同じ背景、同じ場所で、小学校１年生から高３まで、ずっと自分の気持ちをポートフォリオ形式で記録していくという興味深い実践がされているところです。

宇久につきましては平成２１年から継続して文科省の特例をいただいております、３年に１回ごとのローテーションの中での来年度の申請ということになっています。

教育課程特例校につきましては、以上で説明を終わります。

【西本教育長】

ありがとうございます。今の説明について委員さんから何かご質問はございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、そのように取り計らいたいと思います。よろしく願いいたします。

次です。②「夏休みの友」に関する諮問事項について、学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

同じ資料の２０ページをお開きください。「夏休みの友」に関する諮問を佐世保市小学校教育研究会に出しましたことの報告でございまして。

諮問事項としましては、「佐世保市立小学校教育研究会「夏休みの友」編集委員会作成「夏休みの友」の在り方について」ということで、理由のところを読ませていただきます。

「夏休みの友」は、昭和４５年から「全児童へ配付し、保護者の教育費の軽減を図るとともに、全児童が地域の実態や児童の発達段階に応じた内容を振り返り、自己の課題

に継続的に取り組める学びの連続性が図られるものとなることを目指す」という趣旨のもと、教育研究会で編集していただき、佐世保市教育委員会が発行してまいりました。一方で、初版から半世紀近い時間を経る中で、社会や家庭の状況も大きく変化し、「夏休みの友」の存否を含めた役割について、改めて検討することが必要となってまいりました。今後、編集・発行を継続する場合、平成29年3月の学習指導要領告示により、未来を生き抜く児童に育むべき資質・能力や身につけさせたい知識・技能等が明示されたことに基づき、その趣旨に則した学習課題の提示についても見直す必要があります。

約半世紀、50年間ほとんど見直しがなされていなかった「夏休みの友」について、一定の見直しを今回行いたいと考えております。必要性、この編集の活用の目的が何であるのかというところからスタートしまして、当然存否、必要なか不要なのかというところまで含めた考えを求めていきたいと思っております。

その中の視点としましては、学びの質、どういった学びの質を担保しなければいけないのか、また、長期休業の中の学びをサポートするということがどういったものなのかという視点を深めたいと思っております。あわせて、保護者の皆様への支援としてどういったものが必要なのか、また、負担を軽減するために何が 필요한のか。それから三つ目は、教職員の働き方改革、必要なものは当然やっていかなければならないけれども、そぎ落とす部分はそぎ落とす、また、できるだけ働き方に悪い影響を与えない形態を求めていきたいと考えておるところです。

この諮問に係りまして、この後の動きですが、実は次年度の「夏休みの友」の編集を前年度の5月6月にお願いをいたします。ですから、今年の5月6月までに諮問の答申が出れば32年度にやっと反映できるという形になります。おそらく今年の5月6月で結論を出すことは困難だと思っておりますので、33年度版、もしくは2年間検討していただいた上で、34年度版に反映できるという、時間のかかるスパンでの動きであるものと考えております。

報告は以上です。

【西本教育長】

ただいまの説明について、何か委員さんからご質問ございますか。

【中島教育長職務代理者】

この「夏休みの友」は以前にも事務局でも何回か協議する機会がありましたが、そもそも、作成した経緯というのが、戦前戦後の中で保護者が経済的にもものすごく厳しい状態だったので、保護者の経済的負担をとにかく軽減するというのが一番の目的だった、また、それと学びの継続性、連続性という観点があったようです。当時の考え方として1学期が終わって、2学期が始まるまでの間に、継続的に勉強をさせることが目的となっていたものと思っております。しかし今の子どもたちの社会的環境は大きく変わってきており、多忙な生活を送っています。

今でもやっぱり「夏休みの友」というのは確かに全国区で、いろいろな各県で採択されていますが一方、全体的には廃止する方向に進んでいます。さらに、本市の「夏休みの友」は昔から形式等がほとんど変わっておらず、保護者の負担も大きいのではないかと感じます。もちろん、児童にそれだけ課題を与えるわけですから、当然、評価・点検が必要となるため、学校の負担も結構大きいでしょう。今後はそれぞれの内容的なものも考える必要があるし、時代のニーズと、「夏休みの友」の中身に乖離が生じていると思います。そういう状況ですので、もし変えるのであれば抜本的に変えたほうが良いと思うし、なくすというののもあっていいのかなという気はします。だから、諮問した以上はそれなりの、研究会からの答申内容を尊重はしなければいけないけれども、事務局としての考え方は持っている必要があると思います。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

「夏休みの友」の今後の取扱いについては、現在検討中ですが、新しい内容のものは、活用しやすいも多くあり、それらを含めて新しいものを考えていきたいと思っています。

今、長崎県内では長崎市と佐世保市だけあります。ただ、長崎市は大きく改善をされていまして、ドリル的な内容は入っていません。例えば社会の中で学習するようなところも、QRコードを張りつけるなど、活用しやすいものが多いと思います。新しいものを考えていきたいと思っています。

【深町委員】

説明を受けて改めて、これが今の時代に合っているのだろうかというのをつくづく感じさせていただきました。抜本的な改革というのが必要だと思います。

【西本教育長】

ほかにございますか。

私も、子どもの能力というのはそれぞれ違うので、やはりできる子はどんどん勉強させていってもらいたいし、できない子は基礎力を夏休みの間にどうつけるか。「夏休みの友」自体の見直しは今回諮問をするということになっていますが、夏休みの期間をどのように過ごさせるかという新たな課題が大きいかなと私は思っています。

十年一日何も変わらないというやり方ではなくて、この機会に大きく見直していただいて、あるべき姿を検討していただくのはいいのかなと私は思っていますけど、よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そういうことでお願いいたします。

次に③佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針について、学校保健課長。

【吉富学校保健課長】

お手元の資料の21ページから22ページになります。報告事項3、22ページから30ページまでが、佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針でございます。

この方針につきましては、国、県のガイドラインを参酌し策定しております。最初にガイドラインの策定の狙いがございます。スポーツ障害の予防、最高のパフォーマンスの発揮、発育・発達に応じた生活と成長の確保ということで、ガイドラインの狙いはその三つになっております。

中段でございますが、ガイドラインの策定に当たってということです。中学生の時期は特に骨の成長期に当たり、この時期の過度の練習はスポーツ外傷・障害を引き起こす要因となります。日本スポーツ振興センターの統計によると、全国はもとより、長崎県においても中学校2年生の負傷・疾病件数が一番多くなっています。この時期の外傷や障害は、その後の選手としての活躍を諦めることにもつながります。このことから、中学校段階において、運動部活動以外のスポーツ活動の時間を含めて週あたり16時間未満の活動時間が望ましいと考え、国のガイドラインの基準を適用いたしております。

右に図が書いてありますとおり、PHV、骨端症というのが、中学2年生あたりがピークになるというデータが出ております。

最後に、適切な休養日等の設定ということでございますが、休養日は週あたり2日以上、その場合、平日は1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、家庭の日、毎月第3日曜日はノ一部活動デーと位置づけることにしております。活動時間においては、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とします。また、大会参加等については、県教育委員会及び市町教育委員会と中体連等の関係団体と連携して定める参加大会数の上限の目安をもとに、校長が参加大会を精査するというように策定しております。

なお、今後の予定でございますが、今後、校長会等で説明し、佐世保市においては4月1日から完全実施ということで取り組んでおります。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、各委員さんからご質疑はありますか。

近隣の市町も合わせて実施していただかないと効果がないと思うので、佐世保市だけ

実施するのでしょうか。その辺の動きはどうでしょうか。

学校保健課長。

【吉富学校保健課長】

佐世保市においては、このガイドラインの策定に従わないと中体連に参加できないこととしており、佐々町、小値賀町につきましても、先日協議を行う場があり、このガイドラインに沿った形で活動することを確認しております。以上でございます。

【西本教育長】

ありがとうございました。

【内海委員】

学校において基準を決めても、学校外での活動分についてはノータッチということでしょうか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【吉富学校保健課長】

週16時間未満ということで原則を定めておりますが、学校が終わられた後の時間数までは把握することは困難な状況です。このガイドラインに沿った形で練習していただくことをお願いするところです。

自主トレ、自主練という形で練習される場合もありますし、学校外のクラブもありますので、懸念される話が出てくるのではないかと思いますのでその辺も注意していかないといけないと思っております。

【内海委員】

やむを得ないですね。このガイドラインにある発育曲線、これを親に周知し、納得させれば、休ませないといけないと伝わるのではないのでしょうか。これはすごく勉強になりました。

【西本教育長】

合田委員。

【合田委員】

保護者に対してはいつぐらいに配付されますか。また、全保護者に周知されるのでしょうか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【吉富学校保健課長】

早ければ3月中に行いたいと思います。また、4月にも改めて出すなど、多くの保護者の方に周知していかないといけないと思っております。

【合田委員】

そうですね。やはり部活に対しては、保護者が熱くなっているところがすごく多いので、全保護者が見てもらおうようにする必要があると思います。例えば新1年生については入学式に配付するなどし、絶対見てもらったほうがいいと思います。教員の働き方改革を行っている上で、これも結局、先生のためだと思っている保護者が多く、その矛先が学校に向けられることになるので、できれば保護者への通達の配慮を市P連と連携して保護者への啓発をお願いします。

【深町委員】

発育曲線と表はもう一回り大きくするなど、印象づけが必要だと思います。

【合田委員】

カラー刷りでも良いと思います。

【西本教育長】

今、社会体育の話も出ましたけれども、野球連盟などの各競技団体にも、科学の目から見た子どもの発育についての理解をしてもらうようにしなければならないと思います。練習時間が長ければ良いという考えを変える必要があるということ、指導する側の大人が、しっかりと認識していただかないといけません。自分のところが優勝したら燃え尽きて、後は野となれ山となれでは良くないではないかという気もしますので、そういったところも教育委員会、県にもお願いをしてもらえないかなと思います。

【合田委員】

これは、体育文化館とか公民館の体育室などといった、市の体育施設などにも張ることが必要だと思います。

【西本教育長】

はい。

【中島教育長職務代理者】

これは、文科省から通知等が降りてきていますから、市町村全部4月1日から一斉に

やりますし、公開も義務づけられているものですよね。各学校で策定した計画、方針については、ホームページ等を使って必ず公開をする義務がありますので、当然このガイドラインも、発行の年月日と発行者、佐世保市教育委員会を入れて公開すべきだと思います。ホームページなどを通じて、佐世保市はこのようにしてやりますよと。そして、各学校においても、当然今、佐世保市の方針を受けて各学校で計画をつくっていると思いますので、4月当初には公開する必要があると思います。

ただ、実際の運用については、今、部活の顧問は頭を痛めていると思いますが、実際にガイドラインに沿って運用されないという意味がありません。子どもたちの安全と健康面が一番の今回の制定の目的であると思います。厳しいかもしれませんが、何らかの形で制限して、ある程度の間は学校がきちんと報告させるところまではやらないと、絵に描いた餅に終わってしまうのかなと思います。

今までこういったのは何回もやってきたところですが、実態的にはなかなか周知されることができませんでした。だから、そういった意味でも一つの、今回の内容は重大であるということは、実態が伴うように、周知を徹底しないといけないと思います。せっかくの機会ですので。そういった意味でも広く公開して周知していくという作業は、大変かと思いますがけれども必要だと考えます。

【内海委員】

高校はどういう方針ですか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【吉富学校保健課長】

特に県立については、中学生とは時間数の関係は若干変わってくると思いますが、今ガイドラインが出ているようです。

【中島教育長職務代理者】

高校も中学校と同様にあります。

【内海委員】

同じようにありますか。

【中島教育長職務代理者】

はい。高校も作成する必要があります。高野連などの法人も、ピッチャーの投球回数
の制限や休養日を多くするといったことをやるように動き出しております。また、大会
の主催の協会なんかもそういった動きで、少しずつ子どもたちの体力や安全面を考慮し

たような緩和策というのは当然講ずるという方向です。

【内海委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

以上の件はよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、次に参ります。④です。地区自治協議会連絡会議の開催状況についてということでございます。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は当日配付資料の8ページ、9ページをお開きください。

まず8ページでございます。この件につきましては、前回の定例教育委員会の中でも、これからコミュニティセンター化に向けての協議を、地区自治協議会の4つのブロックに分けて、それぞれにその状況を説明していくことを報告しておりました。地区自治協議会のブロック会議、1月21日から1月30日までの中で、4ブロックに分けて説明を市民生活部主体で行ってまいりました。教育委員会も一緒に事務局として入りながら、地区自治協議会の会長、事務局長といった方々にお越しいただき行いました。

説明内容につきましては、9ページをお開きください。公民館をコミュニティセンター化したことを想定した、管理運営のイメージでございます。昨年4月1日に策定されたコミュニティ推進計画がありますが、公民館のコミュニティセンター化を検討する中で、コミュニティセンターの管理運営は各地区自治協議会が主体性を持って行えるように検討していきますという内容でございました。それがこのブロック会議の中では、その方針を変えておりますということを説明いたしております。

内容として、市内に27地区公民館ありますが、それぞれの地区自治協議会が直接管理運営をするのではなく、特定目的法人というものを設立し、一括的に27地区のコミュニティセンターを管理運営し、これにより地区自治協議会が管理運営をするということに関しての事務的それから人的な負担感を軽減し、主体性を持って地区自治協議会が動きやすいように持っていくという説明がっております。

この資料の中ではA、B、Cと3地区だけ書いてありますけども、中央公民館も入れて28になるわけですが、公立公民館をコミュニティセンター化して、ここに特定目的法人から職員が派遣されて、そこにセンター長とセンター職員というのが配置されると

いう仕組みに変更になっております。このことを説明してまいりました。

センター長は、その施設を管理するセンター長と、それから地区自治協議会の事務局長、いわゆるそれぞれの地区自治協議会の中でいろいろな部会であるとか役員会であることを、事務局長、これを兼ねるようなことをしていきますという説明をしております。

当然ながら、この説明の前段として、なぜ地区公民館をコミュニティセンター化するのかという目的を、2点説明をしております。公民館がこれまでよりも地区自治協議会の活動拠点になるということ、それともう一つが、その活動のためには、今までの教育施設としての制限、例えば収益事業には使えないことや、飲食禁止ということを緩和して多様な利用を可能にするために行うものであるということ、それぞれのブロック会議の中で説明を行いました。

8ページにお戻りいただければと思います。現在までに、4ブロックで既に終了いたしました。たくさんのご意見をいただきました。その中で、おおむね類別すると3つの意見が出ております。

一つ目は、いわゆるセンター長と事務局長、施設の管理者、管理する人と地区自治協議会のお世話をする人が兼務するというのは非常に大変なのではないかということ。それから二つ目は、これが教育委員会も一番心配していたことで、配慮していかないといけないことですが、利用の目的、幅が広がるということは、これまでの活動、特にサークル活動は引き続き利用できますということではあります。それは非常にハードルが高いのではないかと、また、急ぎ過ぎではないのか、現場の意見をきちんと聞いてほしいということ、この三つが主な意見でございまして、それぞれ記載のとおりの内容で説明をしました。

それから、このブロック会議の中ではもう1点、各ブロック、各地区自治協議会に説明をしている事項があります。これは教育委員会から説明してきたわけですが、社会教育団体である、青少年健全育成会も、地区自治協議会に合流していくことを進めていきますという説明をいたしております。

この中で出た意見としましては、実際に、青少年育成会も合体してきている地区も出てきているわけですが、地域、地区によってはなかなか合流したくないという育成会の会長さんもいらっしゃるようです。これは冠の問題というのもあるようです。いろいろな地区によって諸事情があるわけですが、そういうところを十分に育成会側にも説明をして、合流に関しての意義や目的を育成会側にも十分に説明してくださいというご意見をいただいておりますので、私どものほうで今後、青少年育成連盟、これは地区の育成会の集合体でございまして、育成連盟を通じて、周知とお願いをしてまいりたいと考えております。

以上が、この地区自治協議会ブロック会議で説明をしまして、いただいた意見の概要でございまして、実は先週金曜日、2月15日には、このブロック会議を経て全体会、第3回地区自治協議会連絡会議、これは全地区の会長さんが集まったの会議でございましたけども、こちらが開かれまして、このときにも同様の意見が出てまいりました。同じような回答になってしまっている状況でございまして、基本的にこういう意見

が出ている理由としましては、センターの人員体制であるとか、どういう業務がされるのか、それから、管理としてどういう管理運営がなされるのかという詳細な説明がまだ不足している状況があります。制度がまだでき上がっておらず、これからその部分の詳細を詰めていきますので、説明がまだできていない状況のために出てきているものと思っております。

以上、まだ中間的な報告でございますけれども、地区自治協議会への説明、このコミセン化についての説明状況についてのご報告でございます。以上です。

【西本教育長】

ただいまの説明について、ご質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

生涯学習事業というのは、引き続きしっかりやっていく、社会教育の場を担保していく形でかかわっていきたいと思っております。また何かありましたらお知らせいただければと思います。

それでは最後になりますが、図書館開催のイベントについてということで、図書館長。

【坂口図書館長】

それでは、事前配付資料の32ページをお願いいたします。第12回知的書評合戦ビブリオバトルのご紹介です。3月3日日曜日14時から15時まで、図書館の中2階ロビーで、ビブリオバトルを開催いたします。

発表者が5分間で本の紹介をして、観客も読みたい本を選ぶということで、全員参加型のゲームとなっておりますので、よろしかったらご参加いただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。

【西本教育長】

もう発表者は決まりましたか。

【坂口図書館長】

発表者は、6名募集で今5名応募がっております。

また、32ページの右下にいます図書館のキャラクターですけれども、名前の募集を締め切りまして、図書館の選考委員会でお名前を選考し、決定をしておりますが、公表は、5月のゴールデンウィークに図書館まつりをしますので、そのタイミングで思っております。

【深町委員】

名前の募集はどのぐらい寄せられましたか。

【坂口図書館長】

100件ほどございました。その中で、既に使われているもの等について事前に調査を行い、選考外となるものを省いた上で選考をしております。

【西本教育長】

ありがとうございました。特にございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

以上で定例会の協議事項、議題、全て終了いたしました。委員さんのほうから何かございますでしょうか。深町委員。

【深町委員】

一つ、文化財課山口課長にお尋ねいたします。

先日、福島県の会津若松を訪問したのですが、行く先々にQRコード用の看板が設けてあり、また、それができないところは既存の説明文のあいたところに、QRコードを読み取るように張りつけてありました。

佐世保市の文化財に関して、このあたりの対応はどうなっていますか。

【西本教育長】

文化財課長。

【山口文化財課長】

文化財全体が今170件弱あって、今整備をやっている部分もありますが、まずはガイドブックが一つありますので、それによる情報発信を一定やっています。

ただ今、お尋ねにあったようなQRコード等の現代の情報発信のやり方というものについては、まず、日本遺産の分の説明は現在作成中となっています。平成28年度から30年度にかけて約60基つくってございまして、その分についてはQRコードをつけて現在、整備を図っております。文化財全体分については、なかなかそこまで予算対応ができていないため、今のところまだ計画していませんけれども、今やらないといけないものについては作業を進めているということでご理解をお願いしたいと思います。

【深町委員】

その説明文にQRコードを読み取ることで、より深く詳細の情報を知ることができる
のですね。佐世保市も取り組んでいるのであれば良いと思います。

【西本教育長】

対応は困難な状況なのでしょうか。文化財課長。

【山口文化財課長】

文化財としては170件弱ありますが、現在、合併町等の文化財の整理も行っている
途中です。件数が定まらない状況にあるため、一定きれいに整理した段階でつくってい
かないと考えています。

【西本教育長】

170全てとは言わないけれど、定説や、すでに説が固まったもの、書籍として刊行
されている内容等は、QRコードをつけることに支障はないと思います。あと手間暇だ
けではないか、できれば早くしたほうが良いと思います。文化財を訪れた方は、基本的
に見ただけでは覚えなし、バスの中で、QRコードから得た情報を読むことで、さっ
きのはこうだったのかとか、今から行くところはこうだというのがわかるようなので
できればいいと思います。

文化財課長。

【山口文化財課長】

おっしゃるとおりで、情報発信には努めていきたいと考えていますので、ホームペー
ジに文化財一覧を載せるということは今やっています。それに合わせた形で今いただ
いたご意見をどのように反映できるのかというのは検討していきたいと思
います。よろしくお願
いいたします。

【西本教育長】

よろしくお願
いします。

それでは、以上をもちまして定例の教育委員会を終了したいと思います。お疲れさま
でした。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----